

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会 中国・四国支部会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この支部は、定款施行細則第3条第1項目に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会中国・四国支部（以下「本支部」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本支部の事務局は、支部長が定めた施設に置く。

(目的)

第3条 本支部は、口腔インプラント学の進歩発展を図るとともに診療内容の向上、あわせて支部会員の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために支部学術大会の開催及び支部運営に必要な事業を行う。

## 第2章 会員及び代議員

(支部会員)

第5条 本支部は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に勤務又は居住する公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）ので定める資格を有する会員をもって組織する。

2 支部会員の勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県に所属するもとし、勤務地又は居住地が複数ある場合は、主たる勤務地又は居住地の都道府県に所属するものとする。

(支部代議員)

第6条 本支部に所属する代議員（以下「支部代議委員」という。）は、支部役員と共に支部代議員会を組織し、支部の重要会務を審議する。

(支部代議委員の選出)

第7条 支部代議員の選出は、本会代議員選挙規程に定めるもののほか、別に定める本支部代議員選出規程による。

## 第3章 役員

(支部役員)

第8条 本支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	2名
支部選出理事	2名（本会役員推薦規程に基づく配分数）
支部監事	2名

(支部役員を選出)

第9条 本部代議員、本部理事、支部長の選出は別に定める本支部代議員選挙規程および本会役員推薦規程による。

- 第10条 支部長は、推薦による理事候補者の中から支部代議員の互選により選出する。
- 2 副支部長は、支部代議委員の中から支部長が選出し、委嘱する。
  - 3 支部監事は、代議員を除く本支部正会員の中から支部長が推薦し、支部代議員会において選出する。

(支部役員の仕事)

- 第11条 支部長は、本支部を代表して支部の会務を執行する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部の会務を分担執行する。
  - 3 支部監事は、支部会計及び支部業務の監査を行う

(支部役員の仕事)

- 第12条 支部役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、支部代議員の中から支部長がこれを補充する。ただし、その仕事は「前任者の残任期間とする。
  - 3 支部長に支障のあるときは、あらかじめ支部長が指名した順位で副支部長がこれを代行する。

## 第4章 支部会議

(会議)

- 第13条 本支部の会議は、支部代議員会（総会）、支部役員会および支部会務報告会とする。

(支部代議員会)

- 第14条 支部代議員会は、定款第6条第2項により選出された本支部に所属する代議員をもって組織する。
- 2 支部代議員会は、毎年1回以上はこれを開くものとする。
  - 3 支部代議員会は、支部長が招集する。
  - 4 支部代議員会の過半数の要請があった場合には、支部長に対し招集の理由を示して、支部代議員会の招集を請求することができる。
  - 5 支部代議員会の議長は、出席した代議員の互選で定める。
  - 6 支部代議員会は、施行細則第9条第1項の各号について審議する。
  - 7 支部代議員会の決議は、出席した代議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、委任状による出席を認める。なお、支部監事は議決権を有しない。
  - 8 支部代議員会の議事については議事録を作成するものとし、議長は議事に先立ち、出席代議員の中から2名の議事録署名人の選任しなければならない。

(支部役員会)

- 第15条 支部役員会は、支部長、副支部長、支部選出理事、支部学術大会大会長及び支部監事をもって組織する。
- 2 支部役員会は、毎年1回以上これを開くものとする。
  - 3 支部役員会は、支部長が招集し、議長は支部長が努める。
  - 4 支部役員会は、本支部の会務の運営及び執行について協議する。

(支部会務報告会)

第16条 支部会務報告会は、本支部に所属する本会の定款で定める資格を有する会員を

もって組織する。

- 2 支部会務報告会は、毎年1回以上はこれを開くものとし、支部長が招集する。
- 3 支部会務報告会の議長は、出席した正会員の中から選出する。
- 4 支部会務報告会は、本支部の会務の運営及び執行について報告する。

第5章 事業

(事業)

第17条 本支部は、各県持ち回りで毎年1回以上支部学術大会を開催する。

第18条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本支部は、会務のため、必要に応じて連絡調整、会報の発行等を行う。

(表彰)

第20条 支部長は、本支部の発展に寄与したもので、以下の項目を満たすものに対し、支部代議員会の承認を経て、支部特別感謝状を授与することができる。

- 1) 本支部会員で満70歳を越えるもののうち会員歴が10年を超えるもの。
- 2) 本支部学術大会大会長もしくは名誉大会長として、本支部の事業に尽力したもの。
- 3) 本支部の発展に寄与したもの。

第6章 会計

(支部会計)

第21条 本支部の運営は、本会からの補助金及びその他の収入をもって行う。

- 2 本支部の会計は、本会会計と連絡する。
- 3 本支部の事業計画及び会計は、支部監事による監査を受けた後、支部代議員会の承認を得て、事業年度内に本会へ報告する。

第7章 補則

(支部顧問及び委員会)

第22条 支部長は、支部代議員会の議を経て支部顧問を委嘱することができる。

- 2 支部長は、本支部の運営に必要と認めるときには委員会をおくことができる。

(会則の改正)

第23条 本会則を改正する場合は、支部役員会の発議に基づき、支部代議員会の決議を経た後、理事会の承認を受けなければならない。

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、本支部の運営に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定める。

## 附則

- 1 本会則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成22年11月11日）から施行する。
- 2 本会則は、平成26年3月15日に一部改正し、同日から施行する。